

第5回使用済小型家電のイベント実験回収のお知らせ

6月に続き、ごみ減量と資源の有効利用のため、使用済小型家電製品のイベント実験回収を行います。今回は、サッカードールドカップの予選(日本×コートジボワール戦)にあたりましたが、たくさんの方々にお越しいただきありがとうございました。今回もたくさんの方に参加いただけるよう秋晴れの天気期待您的したいと思います。

●実施時間 平成26年10月11日(土)午前10時から午後2時まで

●実施場所 「市役所前市民ひろば」にて受付

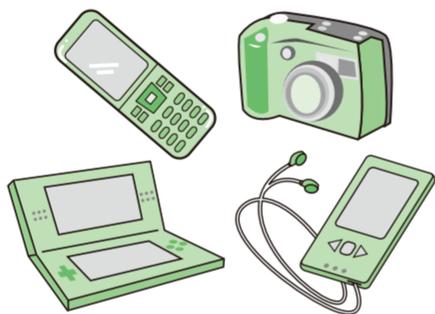
- ・ご自身で、受付窓口までお持ちください。
- ・携帯電話等の個人情報情報は必ず消去してください。
- ・外箱や包装・発泡スチロール・説明書等は回収できません。
- ・乾電池や蛍光灯は、取り外して有害ごみとして通常の収集日にお出しください。
- ・燃料などの発火物は、必ず抜き取ったうえでお持ちください。
- ・車や自転車での来場される方は、周辺道路等への違法駐車・迷惑駐輪はおやめください。

●回収できるもの

家庭で使用していた家電製品

※ただし、対象品目表(15品目)を出される際は、「使用済小型電子機器等の引渡しに関する同意書」に署名が必要となります。対象品目表(15品目)のうち、縦15センチ、横30センチの投入口に入るものについては、狛江市ビン・缶リサイクルセンター内にある清掃課窓口でも、平日(土・日・祝日・年末年始を除く)午前8時30分から午後5時まで、実験回収を実施しております。

対象品目表(15品目)	
1	携帯電話(PHS端末含む)
2	タブレット型情報通信端末
3	パソコン(ノート型)
4	デジタルカメラ
5	ビデオカメラ (ポータブルビデオカメラ)
6	ゲーム機(携帯型・据置型)
7	デジタル等携帯音楽プレーヤー (CD・MDプレーヤー含む)
8	携帯型映像用機器 (ポータブルDVDプレーヤー含む)
9	電子辞書
10	携帯型ラジオ
11	ポータブルカーナビ
12	ETCユニット
13	ICレコーダー
14	電卓
15	補助記憶装置 (USBメモリ・メモリーカードなど)



●回収できないもの

- ・家電リサイクル法対象商品
(テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機)
 - ・主に繊維製の家電製品(電気カーペット・電気毛布など)
 - ・主に木製の家電製品(コタツ・木製枠のスピーカーなど)
 - ・事業で使用していた家電製品
- ※詳しくは清掃課にお問い合わせください。

●対象者

アンケート調査にご協力いただける市民の方

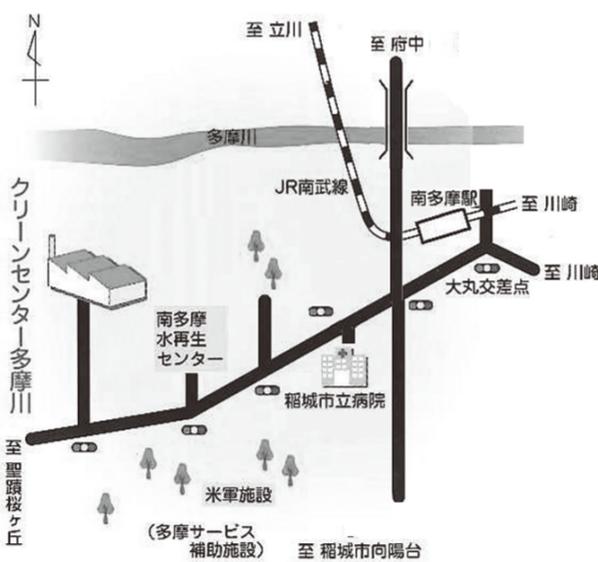


もう一歩進んでごみ処理の流れを見学しませんか？

毎日生活する中で出ている狛江市のごみは、稲城市にある多摩川衛生組合(狛江市・稲城市・府中市・国立市で構成する一部事務組合)が運営するクリーンセンター多摩川で処理をしています。この施設は、ごみを燃やす時に発生する熱エネルギーを利用して発電を行い、環境への負担を減らしています。また、残った灰(塵)を溶かしてスラグを生産し、これを使ってコンクリート製品等に活用しています。その他にもごみの中から鉄やアルミなどの資源を回収しています。これらの処理をしているところを実際に見てみませんか？個人での見学もできますので、直接お問い合わせください。

申し込み方法等

- 〈見学日〉 事前に予約が必要です。 平日 午前9時から午後3時まで (土・日曜日、祝日と12月29日から1月3日は除く)
- 〈申し込み〉 2ヶ月前から受付。事前に電話でお問い合わせください。
- 〈問い合わせ先〉 東京都稲城市大丸1528番地 多摩川衛生組合総務課総務係
- 〈電話〉 042137713601
- 〈交通アクセス〉 JR南武線「南多摩駅」から徒歩約25分。バスでのアクセスはありません。



■クリーンセンター多摩川
多摩川衛生組合(狛江市・稲城市・府中市・国立市で構成する一部事務組合)が運営するごみ処理施設。
■ホームページ <http://www.union-tamagawa.jp/>

清掃概要ができました

平成25年度清掃概要が完成しました。狛江市のごみ処理をまとめた冊子になっています。清掃課で1部40円で販売しているほか、狛江市ホームページからもダウンロードすることができます。ぜひご覧ください。

ごみの不法投棄はやめましょう

世田谷区砧清掃事務所より、小田急線「喜多見駅」周辺で、狛江市内から出されたごみとみられる不法投棄が多発しているとの連絡がありました。不法投棄は犯罪です。防犯カメラ等の映像で犯人が判明した場合は、法律により罰せられます。ごみの不法投棄はおやめください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)より抜粋

- 【不法投棄の禁止】 第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。
- 【罰則】 第25条 不法投棄は5年以下の懲役・1,000万円以下の罰金に処す。(罪の未遂も含む)

ルールを守った分別とごみ出しをしていただくようにご協力をお願いします。

新規指定収集袋及び粗大ごみシール取扱店一覧

- 中和泉5丁目 セブンイレブン狛江中和泉5丁目店
- 駒井町3丁目 セブンイレブン狛江駒井町3丁目店
- 調布市国領町7丁目 クリエイトエス・ディー調布国領町店